



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3129 号 2016.7.15 発行

アルツハイマー病、脳の変化は幼少期に 米医学誌

ウォール・ストリート・ジャーナル日本版 2016 年 7 月 14 日

8 歳児の脳スキャン画像 *Photo: Amanda Shell/University of Hawaii*
By DANIELA HERNANDEZ



アルツハイマー病に関係する脳の変化は、高い遺伝子リスクを抱えた人では早ければ幼少期に確認できることが、13 日に刊行された米医学誌「神経学」に掲載された研究報告書で発表された。

アルツハイマーの研究は主として、高齢者の脳に蓄積する特定のタンパク質に焦点が絞られているが、タンパク質の蓄積の兆候を標的にした実験薬の開発は期待通りに

に進んでいない。最近では、アルツハイマー病は幼少期に始まる発達障害であるとの新説も唱えられている。

今回の研究には参加していないノースカロライナ大学発達認知神経学者のレベッカ・ニックメイヤー博士は、「報告書はその仮説を大々的に拡大したものだ」と話す。アルツハイマー病は、高齢者の認知症としては最も一般的なもので、軽度の物忘れから始まり、進行すると話すことや読むこと、書くことも難しくなる。

研究チームは、3 歳から 20 歳までの健常者 1187 人の脳画像と認知テストのデータを分析した。これら被験者はまた、アルツハイマー病のリスクに関連する遺伝子であるアポリポタンパク E (アポ E) 遺伝子の変異のテストを受けた。

研究チームは、「アポ E4」と呼ばれる遺伝子を少なくとも 1 つ持っている人の一部について、海馬の大きさが他の被験者に比べかなり小さかったことを突き止めた。アポ E4 はアルツハイマー病のリスク増大に最も関係があるとされる遺伝子で、海馬は記憶形成をつかさどる脳の領域である。これらの人々は、大脳皮質で物体認識や意思決定などをつかさどる領域の大きさも最も小さかった。

論文の主執筆者であるハワイ大学マノア校神経科学・MRI 研究プログラムの責任者、リンダ・チャン氏によると、こういった類の脳の構造の変化は「アルツハイマー病の結果だと考えられる」ことが多いが、それが「幼少期に既に存在していた可能性がある」という。

チームはまた、被験者の認知機能テストのスコアを精査し、特定の記憶のテストで、海馬が小さい子たちの成績が最も悪かったことを突き止めた。とりわけ、アポ E4 の遺伝子を 2 個持つ子の成績が悪かった。

テストのスコアと遺伝形質との相関関係はなかった。研究チームはこれについて、E2 を

持つ子たちをもっとテストし、それが脳機能にどう影響するかを調べる必要があることを示していると述べている。E2はアポE遺伝子の中で最も見受ける確率が低いものだ。

ニックマイヤー博士は論文とともに掲載された解説文の中で、この結果が臨床的に「すぐに意味を持つわけではない」と断った。だが、アルツハイマー病が発達に関する病気であることを示唆する研究結果は増えているとし、将来の研究の足掛かりを提供すると指摘した。脳の発達をより詳細に評価するためには、子どもたちが青年となり、成人するまでを追う研究が必要になるだろうと述べた。今回の研究では、若年期に1回しかテストを受けていない。

深川・障害者演劇が初練習 10月上演 学生ら参加「変化楽しみ」



北海道新聞 2016年7月14日
初練習で体を動かし、演劇の楽しさを学ぶスタッフたち

【深川】市内の障害者通所施設「深川デイブレイス ふれあいの家」（開西町2）の利用者35人が出演する演劇「夢公演」の10月上演に向け、利用者を支える市民や学生スタッフが11、12の両日、ふれあいの家で初練習を行った。8月からは利用者を交えて稽古し、一体となって舞台をつくりあげる。

利用者たちは、ダンスなどで舞台上に立った経験はあるが、演劇は初挑戦だ。スタッフは利用者の練習を補助し、本番では安心して演技できるように一緒にステージに上がる。

公演実行委がスタッフを募り、拓殖道短大（深川）や道教大札幌校の学生5人をはじめ、市民、ふれあいの家職員の計14人が初練習に参加。石川県を拠点に障害のある子どもたちの舞台を長年手がける演出家の黒田百合さんが指導した。

黒田さんは「障害者のお世話をすると思うのではなく、パートナーとして一緒に演劇を楽しむことが大事。リラックスして、表現することへ一歩踏み出して」と話し、ジェスチャーで言葉を伝えるゲームなどをした。最初はぎこちなかったメンバーも、徐々に体を大きく動かし、表情も豊かになった。12日は利用者がダンスを披露し交流した。

道教大札幌校3年で特別支援教育を専攻する小泉侑理乃さん（22）は、「障害のある人たちが演劇を通じてどのように変わっていくのか見届けたい」。また実行委員として参加する拓殖道短大地域振興ビジネスコース2年の八鍬繁行さん（19）は、「障害者の方はマチで見かけるだけだった。この機会にちゃんと向き合ってみたいと思った」と参加した理由を話した。

上演は10月9日午後2時から市文化交流ホール「み・らい」で。実行委は引き続きスタッフを募集している。参加費は保険料を含めて500円。申し込み、問い合わせは事務局のNPO法人アートステージ空知深川事務所（電）0164・22・3062へ。（関口潤）

あと100日、選手ら調整加速 全国障害者大会

岩手日報 2016年7月14日

練習に励むラッセル岩手のメンバー＝13日、盛岡市青山

10月24日の全国障害者スポーツ大会開幕まで、14日であと100日。13競技で計3267人の選手が本県で熱戦を繰り広げ、本県からは296人が出場予定。選手の練習は熱を帯び、本番への意欲を高めている。

盛岡市青山の県勤労身体障害者体育館では13日、本県唯一の車い



すバスケットチーム、ラッセル岩手（小江巧代表）の9人が練習。車いすを巧みに操り、機敏にボールに反応。迫力あるパスやシュートを出し、連係を確認するなど汗を流した。

他競技も土日を中心に練習を重ねており、リハーサル大会の県障害者スポーツ大会（6月）の成績などを基に出場選手を選考する。

県国体・障害者スポーツ大会局は現在、出場選手の参加資格審査中。23日には個人競技に出場を予定する選手の強化練習会を同市内で開く。手話・要約筆記・筆談の情報支援ボランティア（登録657人）も同日から9月にかけて本番前研修を本番の競技会場で実施。リハ大会での課題を踏まえ、実際の会場で対応を確認するなど準備が進む。

佐賀県、保護委託費支払いミス 制度解釈誤る 佐賀新聞 2016年07月14日

佐賀県は13日、虐待された児童らの一時保護を委託した福祉施設に対し、支払うべき事務費を払わず、支払わなくていい委託手当を払うミスをしていたと発表した。こども家庭課は「国の制度への理解が不足していた」と謝罪した。

県は児童相談所内の一時保護所に空きがない場合、児童養護施設、ファミリーホームといった福祉施設や里親に一時保護を委託する。その際、施設に人件費見合いの事務費を支払う制度が2006年度から始まり、12年度からは里親にも委託手当が支払われるようになった。

県は08～15年度、県内外の7施設に支払うべき計約510万円の事務費を支払わなかった。「制度改正当初に適用事例がなく、認識が不足していた」としている。加えて、12～15年度には本来は里親向けで施設には支払うべきではない委託手当を、13施設に対し計2140万円支払った。「制度の解釈を誤った」と説明している。いずれも国と県が2分の1ずつ負担している。昨年末、児童相談所からの指摘で判明した。

今後、県は誤って支払った委託手当は各施設に返還請求する。一方、事務費の未払い分は各施設に支払うとしているが、一部、時効にかかる可能性があり国と対応を検討している。

ヘルプマーク2000個を配布 県、障害者や妊婦らに 徳島新聞 2016年7月14日



徳島県は、外見から障害があると分かりにくい人でも、手助けや援助が必要なことを周囲に伝えられるツール「ヘルプマーク」を作った。かばんなどに取り付けて持ち歩くことができる。2千個作製し、13日から県庁などで配布を始めた。

ヘルプマークは義肢を使っている障害者や難病患者、妊娠初期の妊婦ら見た目では支援が必要と分からない人のために東京都が発案。マークによって援助の必要性が周囲に伝わることで当事者が助けを求めやすくし、周囲も席を譲るなどの配慮や援助を自発的にしやすくするのが狙いだ。

障害者らが援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマーク

マークは縦8・5センチ、横5・3センチのゴム製のカードで、約10センチのストラップ付き。視覚障害者が手で触って認識できるよう、図形の表面には凹凸もついている。

配布場所は県庁、県内各保健所、障がい者交流プラザ（徳島市）など。県はマークを広く周知するため、ポスターやチラシも順次公共交通機関や病院などに張り出すことにしている。

問い合わせは県障がい福祉課〈電088（621）2248〉。

障害で「命の差別」しないで 死亡逸失利益巡る裁判が本に



中日新聞 2016年7月15日

晃平さんの遺影を手に裁判を振り返る伊藤啓子さん＝愛知県春日井市で

障害者施設内の事故で亡くなった知的障害のある少年が、「将来得られる利益はゼロ」と算定されたのは「命の差別」だとして遺族が訴えた裁判の記録が本になった。逸失利益約七百七十万円を賠償金に盛り込むことで成立した和解から四年余り。「障害者の命の価値を巡る状況は、残念だが今も変わっていない」と、家族と担当弁護士は訴える。

本のタイトルは「晃平くん『いのちの差別』裁判」（風媒社）。執筆者の一人で、裁判を担当した岩月浩二弁護士は「お金を稼げるかどうかで命が判断される。そんな差別が公然と行われていることを、記録として残す意味がある」と話す。

少年は、重度の知的障害があった名古屋市守山区の故伊藤晃平さん＝当時（15）。名古屋市北区の短期入所施設に宿泊していた二〇〇七年十二月二十二日早朝、階段を下りようとして転落、頭を打って死亡した。

施設側は管理体制の過失を認めたが、施設が保険に加入していた損害保険会社が算出した賠償額は約千五百万円。同世代の健常者の四分の一だった。障害のため、晃平さんが将来働いて得るはずだった収入を意味する「逸失利益」をゼロと見積もったためだ。

遺族は施設側に逸失利益四千万円を含む約七千六百万円の損害賠償を求めて名古屋地裁に提訴。一二年三月、施設側が約三千七百万円を支払うことで名古屋地裁で和解が成立した。「就労の可能性はあった」として、障害年金一級の受給額を算定基礎とする逸失利益七百七十万円に、慰謝料などを加えた額だった。

当時は青森、札幌両地裁で知的障害者の逸失利益を認める判決と和解が相次いでいた。ただ、弁護を担当したもう一人の中谷雄二弁護士は「先の二例は重度の障害者だったが、晃平君は最重度。その点で画期的な和解だった」と振り返る。

社会的にも注目を集めた和解。だが、四年以上が経過した今も、障害者を巡る状況は改善したとは言い難いという。岩月さんは「晃平君以降、障害者の逸失利益を認めた例はない」と首を振る。

収入を基に逸失利益を算出する考え方は一九六〇年代、交通事故の損害賠償額を求める方法として定着。今でも主流だが、主婦や年収が低い人の賠償額が低く抑えられ、平等をうたう憲法の理念とは矛盾する。

障害者権利条約が二〇一四年に批准され、障害者差別解消法も今年から施行された。両弁護士は「人間は金を稼ぐだけの存在ではない。障害者の人権を認める動きはあり、少しずつでも前進したい」と話す。（寺西雅広）

◆「重度だって働ける」

事故から九年。晃平さんの母、啓子さん（58）は「いま生きていたら二十四歳。きっとどこかで働いていたと思う。障害が重くても、できることがゼロなわけではない」と話す。

晃平さんは二歳半のときに障害があることが分かった。会話に難はあったが、特別支援学校の中学部で、作業実習を通して成長。「将来、知らない人とも過ごせて社会に出られるように」と啓子さんは考え、通わせるようになった施設で事故が起きた。

裁判を起こした理由は「命の差別が許せなかった。健常者も障害者も一人の人間なのに」。遺骨は今も自宅にあり、誕生日の一月二十二日は毎年、きょうだいら家族全員でしのぶ。「事故を風化させたくない。二度とこういう事故は起きないでほしい」。啓子さんは願う。

社会と保育園をつなぐ「ちゃちゃカフェ」が「第10回 キッズデザイン賞」を受賞！

[社会福祉法人あすみ福祉会]

-地域に向けて開かれた交流の場として保育園にカフェを併設- <http://chacha.or.jp/>

「オトナな保育園」をコンセプトに関東近県に12園を展開する、茶々保育園グループ(理事長: 迫田健太郎 所在地: 埼玉県入間市)は、保育園に併設し地域に向けて開かれたコミュニケーションスペースとして運営していた「ちゃちゃカフェ」が、「第10回 キッズデザイン賞」(主催: キッズデザイン協議会、後援: 経済産業省、消費者庁)を受賞したことをお知らせいたします。



同グループは、1979年に埼玉県入間市の茶畑の真ん中で「茶々保育園」を開園して以来、東京、埼玉、神奈川、千葉、群馬の首都圏を中心に12園を展開して参りました。

この度、「キッズデザイン賞」を受賞した「ちゃちゃカフェ」は同園のコンセプトでもある「オトナな保育園」を象徴する施設として、誕生しました。(※1)

(※1. 今回「キッズデザイン賞」を受賞したのは「茶々むさしせき保育園」併設の「ちゃ

ちゃカフェ」になります。)

子どもだけでなく、大人も憩いと安らぎの時間を過ごすこと、更には地域の方との交流を図ることを目的に、保護者をはじめ、地域の方々など、老若男女問わず年間で約3000人以上の方にご利用いただいております。保育園の中に、社会とのタッチポイントになる「ちゃちゃカフェ」を併設することで、更なる対外的なコミュニケーションを図っていきます。

今後も、子どもを一人の人間として尊重し、丁寧に寄り添う「オトナな保育園」をコンセプトに、型にとらわれない柔軟な発想で先進的な保育に取り組んで参ります。

■受賞作品概要

受賞作品名称: 「ちゃちゃカフェ」

受賞作品概要: 園(子ども)、家族(保護者)、社会(地域の人)の一体化を目指した地域交流スペースです。子育て家族をサポートするとともに、地域に開かれた施設として、地域社会の交流地点となる場を提供しています。発案者からのコメント: 人々の求める地域のつながりが、深いものから浅いものへと変化している現在の社会で、地域社会の交流地点となる場を提供しています。ハードのデザインにも考慮し、人が落ち着く空間作りを目指しました。



ちゃちゃカフェには、常時数種類のコーヒーや香りの高い紅茶をご用意しております。子育てやお仕事の忙しさから解放される癒しの場として好評を得ております。

URL: <http://chacha.or.jp/blocks/index/00090>

■キッズデザイン賞とは

キッズデザイン賞は、「子どもが安全に暮らす」「子どもが感性や創造性豊かに育つ」「子どもを産み育てやすい社会をつくる」ための製品・空間・サービスで優れたものを選び、広く社会へ伝えることを目的としています。子どもが使う製品はもちろん、大人・一般向けに開発されたものでも、子どもや子育てへの配慮があれば応募可能です。日用品から住宅、街づくり、ワークショップ、調査研究まで幅広い分



野が対象となっています。
受賞作品には「キッズデザインマーク」の使用が認められます。

URL : <http://www.kidsdesignaward.jp/>

■キッズデザイン協議会とは

キッズデザイン協議会は、次世代を担う子どもたちの安全・安心の向上と、健やかな成長発達につながる社会環境の創出のために、経済産業省と有志による企業や団体が業種を超えて集い合う NPO です。

■茶々保育園グループ（社会福祉法人あすみ福祉会）とは

「オトナな保育園」をコンセプトに関東近県 12 園を展開する保育園グループです。
昭和 54 年、埼玉県入間市の”茶畑の真ん中”に第一号園を設立以降、”丁寧に寄り添い、一人の人間として尊重する”という理念を元に、独自のモノサシを持ち保育を行っております。

また、厚生労働省イクメンプロジェクトのメンバーでもある『おちまさと氏』を迎え、地域社会との交流を目的とした「ちゃちゃカフェ」の設置や、保育士の地位向上に向けた「オリジナルウェア開発」や「スタッフ名刺制度の導入」など、保育業界を変える新たな取組を積極的に行っております。

2017 年 4 月には、国家戦略特区制度を活用した世田谷区初の都市公園内保育園『茶々そしがやこうえん保育園（仮称）』の開園を予定しております。

法人名 : 社会福祉法人あすみ福祉会
本部 : 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田上ノ台 64
理事長 : 迫田健太郎
HP : <http://chacha.or.jp/>

診療報酬不正請求事件で関係先を家宅捜索 ytv ニュース 2016 年 7 月 15 日

歯科医院で診療報酬を不正請求し、だまし取ったとして、元大阪府警警察官らが逮捕された事件で、警察は指名手配中の平井雄大容疑者が経営する整骨院を家宅捜索した。警察は平井容疑者が患者の保険証の情報を歯科医院に流した可能性が高いとみて捜査する。（

どう取る？介護のための休み（上） 「給付金」67%に引き上げ

東京新聞 2016 年 7 月 13 日

現行	介護休業制度の主な改正点	改正後
賃金の40%	介護休業給付金	67%へ引き上げ
原則1回、93日まで	介護休業	3回を上限に93日まで
1日単位で年5日	介護休暇	半日単位で年5日分取得可
介護休業と通算して93日まで取得可	労働時間の短縮	介護休業とは別に3年の中で2回以上の申請が可
なし	残業など所定外労働の免除	請求を認める
配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫	介護対象家族の範囲	祖父母、兄弟姉妹、孫について「同居かつ扶養」の条件を外す

※介護休業給付金の引き上げは8月1日実施。その他は2017年1月1日から

親の介護が必要になったなどのために、働く人すべてに適用される法定の介護休業制度が8月以降、順次改正される。仕事を休む間、雇用保険から支払われる介護休業給付金が引き上げられるほか、来年1月からは、今は最長3カ月の1回しか取れない介護休業が、分割で取得できるようになる。国側が、介護の実情に

合わせて、より制度を利用しやすくする。2回にわたり主な変更点を解説する。（白鳥

龍也)

介護と仕事の両立支援は、安倍政権が掲げる「介護離職ゼロ」を実現するための重要施策の一つ。支援拡充のため雇用保険法、育児・介護休業法が今年三月に改正された。

このうち、介護休業給付金の引き上げは八月から行われる。介護休業は、家族介護の態勢を整えるため取ることができるまとまった休み。ただ、会社側にはその間、給与を払う義務はなく原則無給になってしまう。これを救済するため、雇用保険は賃金の40%を働く人に給付している。八月一日以降に取得し始めた人には、率を67%に高める。

もう一つの改正点は、休みの取り方に関する事。介護休業は介護が必要な人一人につき一回のみで、最長九十日間までとされていたが、来年一月からは、三回に分けて取ることが認められる。

働きながら介護を経験した人に対する厚生労働省の委託調査（二〇一五年）によると、介護休業を取得した人の約六割が実際に休んだ期間は「一カ月以内」と答えた。厚労省は、こうした結果を踏まえ「介護の始まる時期と終わる時期、その間の時期のそれぞれに一カ月程度の休みが取れるよう配慮した」（育児・介護休業推進室）としている。

一方、家族の通院の付き添いや介護サービスを受けるための手続きなどで、一日単位で年五日まで取ることができる介護休暇は、来年一月から半日単位（最大十回）での取得を可能にした。

このほか、短時間勤務やフレックス勤務、時差出勤など、介護する人のために会社側に義務付けられた労働時間短縮の制度も緩和する。

◆少ない利用者「職場の理解不可欠」

総務省の就業構造基本調査（二〇一二年）によると、働きながら介護をしているのは約二百四十万人。うち介護休業を取ったことがあるのは3.2%、介護休暇は2.3%とごく少数だ。

要介護4の実母（81）を在宅で介護している東京都内の会社員女性（44）は、約六年に及ぶ両立生活の中で、介護休業、休暇とも取った経験がない。「介護休業は一回きりなので、いつ取るのが最善か判断しかねていた。介護休暇は何とか有給休暇で間に合わせていた」と話す。

今回の制度改正は「改善したとは思いますが、急な状況変化に対応できる制度にはまだなっていない」と指摘する。その理由は「結局のところ、利用するには上司や同僚の理解が不可欠」とし、国に対して「企業への啓発をもっと進めてほしい」と訴えている。

どう取る？介護のための休み（下） 認定の基準を緩和へ 東京新聞 2016年7月14日

働く人が介護休業制度を利用できるのは、当然ながら介護を必要とする家族がいる場合だ。しかし、同制度が「要介護状態」と認める基準は介護保険制度と別に作られていて分かりにくい上、施設入所程度（介護保険では要介護2～3）の状態を求めるなど要件も厳しい。主な介護休業制度の改正が来年一月に行われるのに合わせ、厚生労働省は、基準を簡素化して要介護1程度も対象となるようにする方針だ。

厚労省の有識者研究会が八日にまとめた「常時介護を必要とする状態」の新基準案では、介護保険で要介護2以上の認定を受けている場合は、介護休業制度上も無条件で要介護状態と判断。それ以下、または要介護認定を受けていなくても「十分間一人で座る」「外出すると戻れない」といった十二項目について「できない」など重い障害が一つ以上、「時々」など中程度の障害が二つ以上で該当とする＝表参照。これだと「要介護1でも認知症の症状があれば対象になり得る」（同省）という。

現在の介護休業制度の要介護状態は、同省が一九八七年に示した特別養護老人ホームへの入所措置の基準を参考に作られた。介護保険より五年早い九五スタートだったため、両制度の整合性が取れない状態が続いていた。

また、介護保険では、市区町村の調査員による訪問調査や介護認定審査会を経て認定を

受けるのに対し、介護休業制度では、専門家でもない労働者の自己申告が原則。企業側は、それを裏付ける医師の診断書などの提出を求めることができるが、「強制はできない」(同)。こうした仕組みが「どうしたら客観的な要介護の判断ができるのか」と、労使双方の混乱を招く原因になっていた。

同省はこれに加え、施設介護から在宅介護への流れが強まり、特養入所と同等の現行基準は実情に合わなくなっていると判断。介護保険に沿いながら労使双方に分かりやすく、認定要件も緩める方向で基準を見直すことにし、六月に有識者研究会を設けて検討を委託してきた。(白鳥龍也)

	1	2	3	
「常時介護を必要とする状態」の新基準案	① 10分間1人で座る	自分で可	支えてもらえば可	できない
	② 立ち止まらず5m程度歩く	つかまらないうで可	何かにつかまれば可	
	③ ベッドと車いすなどの間の乗り移り	自分で可	一部介助、見守りなどが必要	全面的介助が必要
	④ 水分・食事を取る			
	⑤ 排せつ			
	⑥ 衣類の着脱	できる	時々できない	できない
	⑦ 意思の伝達			
	⑧ 外出すると戻れない	ない	時々ある	ほとんど毎回ある
	⑨ 物を壊したり衣類を破る	ない	時々ある	ほとんど毎日ある
	⑩ 周囲が対応しなければならぬほどの物忘れ			
	⑪ 服薬	自分で可	一部介助、見守りなどが必要	全面的介助が必要
	⑫ 日常の意思決定	できる	重要な決定はできない	ほとんどできない

※2の状態が2つ以上、または3が1つ以上でその状態が継続していれば該当
 ※介護保険で「要介護2以上」の認定を受けていれば左の表に関係なく該当

◆企業側も歓迎

厚労省によると、四月末現在で介護保険の要介護1～5の認定者は四百四十七万人。うち要介護1は百二十二万人(27%)と最多で、介護休業などの取得対象になれば利用が拡大するとみられる。

こうした要件緩和は、介護休業期間の延長や有給の介護休暇の設定といった独自の支援策を導入している企業も歓迎している。

総合商社、丸紅(東京)の人事担当者は「現行の基準は社員にも会社にも分かりづらい。介護保険の要介護度と整理してもらえると運用しやすくなる」と話す。

繊維事業などの帝人(大阪市)も「要介護2～3は施設入居が可能な基準で、それが可能なら社員は休む必要はない。実際は施設に入れない時期に休んだり短時間勤務などを選択したりする。要介護1も含める方向での緩和は理にかなっている」(広報)としている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

